

国家公務員制度改革推進本部労使関係制度検討委員会の
会議の公開について（案）

平成 20 年 10 月 22 日
国家公務員制度改革推進本部
労使関係制度検討委員会座長決定

国家公務員制度改革推進本部労使関係制度検討委員会会議規則第四条
第一項の会議の公開について、率直な意見の交換の確保に留意しつつ、
可能な限り国民にその内容を示し、その透明性を確保するため、以下の
措置をとる。

- 1 インターネットによる配信（ライブ及び録画）を行う。
- 2 記者の傍聴を可とする。
- 3 テレビカメラ、スチールカメラについては、冒頭撮影可とする。